

表9 鳥取県立図書館の基本的な統計

延べ床面積	奉仕人口	専任計	専任司書	蔵書冊数	貸出数(冊)/年	予算額資料費
8,694	614,650	24	15	791,007	426,999	106,472

『日本の図書館2005』(日本図書館協会, 2006)より引用

りの貸出冊数は約1,400冊に上る。近年様々な分野において先進的なサービスを行っていることで近年注目を集める図書館である⁷。

鳥取県立図書館では、近年の図書館をとりまく環境の大きな変化に対し、2006年に今後の図書館の方向性や目標を示す文書である「鳥取県立図書館の目指す図書館像」⁸を策定した。この中で図書館は全県的な知のネットワークを支える中心機関として6つの柱を示している(図5)。このうちの「仕事とくらしに役立つ図書館」において特に「新しく・正しい医療・健康情報を提供します。」という項目を取り上げ健康情報への取り組みを約束している。さらにこの目標を実現するためのアクションプランを現在作成中である。

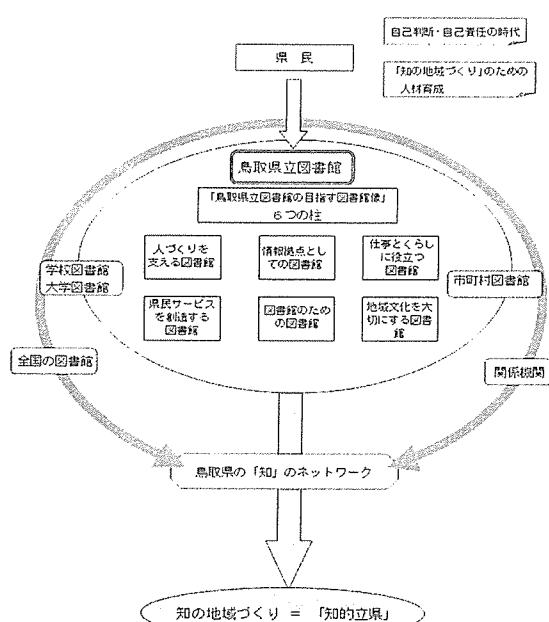


図5 「鳥取県立図書館の目指す図書館像」イメージ図

*引用文献「鳥取県立図書館の目指す図書館像」について。

鳥取県立図書館。

<http://www.library.pref.tottori.jp/event/toshokanzo.html>

(アクセス 2007年2月7日)

2. 1 健康情報提供に関わる利用者サービスの概要

鳥取県立図書館では、これまで他の分野同様に健康分野においても資料の収集・提供を行ってきていた。しかし従来のように利用者を待っているだけではサービスが十分ではないと考えるようになり、能動的に情報発信していくための様々な取り組みを始めている。健康分野の情報は、図書館の扱う様々な主題分野の中でも特に一般の人々のニーズが高い分野であるという認識を持ってサービスを行っている。現在鳥取県立図書館において実施している健康情報提供に関わるサービスには以下のようなものがある。

1) 健康情報まるごと講座

鳥取県立図書館と鳥取県福祉保健部健康対策課との共催で、健康づくりに関する様々なテーマの講座が開かれている。講師には県内の大学や病院、医療関係機関の専門家を招き、無料で最新の話題を提供している。2006年度には、「県民の健康の実態！食生活・運動・歯の実態は？」(2006年4月15日：鳥取県短期大学野津あき子氏), 「健康寿命を伸ばすための生活習慣」(2006年8月19日：鹿野温泉病院内科木村正美氏)などが開かれている。毎月第3土曜日に図書館2階にある研修室を会場として行っているため、会場にテーマに沿った図書や文献リストを並べて、図書館の利用を促進できるように努めている。

2) サイエンス・アカデミー

サイエンス・アカデミーは鳥取大学が鳥取県立図書館と共に開く市民むけの講座である。鳥取大学が行っている研究や最近の話題となっているテーマなどについて研究者がわかりやすく話をするというもので、毎月第2,

第4土曜日を開かれている。この中の「食と健康」シリーズでは、食に関する様々な話題が取り上げられている。2006年度には「食といのちと心のぬくもり」(鳥取大学医学部教員)、「あなたの味覚たいじょうぶですか」(鳥取大学医学部教員)などが開かれた。

3) パスファインダー

パスファインダーとは、図書館利用者が特定の分野について調べる際に基本となる図書館資料を選択的に収録し解説する資料である。利用者が図書館資料を効率良く使って調べものをできるよう、図書館がこのような資料を作成するようになってきている。鳥取県立図書館では、記の「健康情報まるごと講座」の開催を機にパスファインダーの作成を開始した。パスファインダーの中では、鳥取県立図書館 OPAC で講座のテーマに関する図書を検索する方法、テーマに関する図書や雑誌のリスト、インターネット上の情報源のリストなどが取り上げられている。

4) 関病記文庫

2006年7月より館内に「関病記文庫」を設置している。「関病記文庫」では、医学図書館員などが中心となって関病記を収集し図書館に寄贈する活動を続ける「健康情報棚プロジェクト」からの寄贈図書と図書館独自の蔵書とが合わせて提供されている。関病記は医学や医療そのものに関する情報を提供する資料ではないが、病気の体験者がその関病経験を書きつづった図書であり、病気とどう向き合って、どのように生きていくかという貴重な情報を提供してくれる資料として近年設置する図書館が増えつつある。

鳥取県立図書館では「貸出をする初めての都道府県立図書館」というキャッチフレーズのもと、蔵書冊数約900冊からスタートし、1500冊の収集を目指している。単に資料を別置するだけでなく、排架のサインを細かく作成したり、蔵書目録の件名に病名を追加するなど検索のための工夫もこらされている。

2. 2 健康情報提供に関わる館内的な取り組み

鳥取県立図書館では「2. 1 健康情報提供に関わる利用者サービスの概要」で述べたような対利用者のサービスだけでなく、サービスの質を上げるために、館内においても様々な取り組みがなされている。

1) 「県民のための健康情報サービス検討委員会」の立ち上げ

鳥取県立図書館では、2006年8月に外部メンバーからなる「県民のための健康情報サービス検討委員会」を立ち上げた。医学や医療に関わる分野のサービスを実施するには、公共図書館のみによる努力には限界があると考え、専門家からの協力を得ることが期待されている。特に、所蔵資料あるいはアクセスできる情報によって、図書館が良質なサービスを提供できているのかの検証、雑誌や図書の収集・講演会や講座等の事業・図書館から的情報発信などについてのアドバイスが期待されている。

委員会は、リウマチ患者（患者であり患者の会代表）、医師会の会員、看護協会の会員、医師、大学図書館員（医学図書館の経験あり）、鳥取県健康対策課職員、鳥取県医務薬事課職員の計7名の委員によって構成されている。初回委員会では、図書館がどのようなサービスを行っているか、どのようなことに困難を抱えているかなどの現状を紹介する場とした。今後はより具体的な協力を得られるよう活動を継続していくとのことである。

2) 地域の他機関との連携協力（タイアップ事業）

鳥取県立図書館では、図書館単独では実施が困難な分野のサービスを実施するために地域の他機関との連携が多数行われている。そのような事業はタイアップ事業と呼ばれている。「2. 1 健康情報提供に関わる利用者サービスの概要」で取り上げた、健康情報まるご

と講座やサイエンス・アカデミーは、それぞれ鳥取県福祉保健部健康対策課や鳥取大学とのタイアップ事業の1つである。

協力関係を築くには、単に相手機関に協力を要請するだけでなく、図書館側がどのような形で相手機関に協力できるかを説明し理解してもらうことが必要である。つまりお互いにとってメリットの生まれる関係を築く努力を続けなければならない。実際に協力を願う際には、個人的な人間関係を利用するだけでなく、相手機関にとってどのようなメリットがあるのかを説明するために出向き、プレゼンテーションをして説得をすることもあるという。

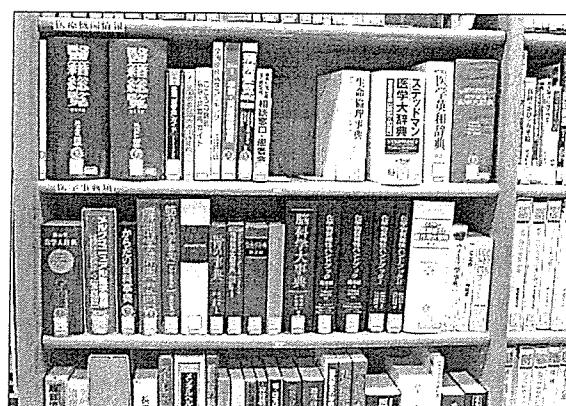
相手機関に専門的な主題分野のアドバイスを期待する一方で、図書館が相手機関に提供できるものには地の利や施設などである。鳥取県立図書館は官庁街の非常にわかりやすい場所に位置し、交通機関も利用しやすく、駐車場が広い。そのため図書館は多くの人々が訪れる場（年間40万人の利用）となっており、ポスターやちらしの効果が高い。新聞や広報誌によるPRの手段も持っている。また研修室などの施設も充実しており、講座などを開けば同時に図書も利用でき、場合によってはそのテーマの文献リストや図書の展示なども期待できる。このような強みを自覚しアピールすることで図書館の様々な業務において地域の他機関との連携を成功させている。

鳥取県立図書館では、2004年度より、すでに主題を特化した情報サービスとしてビジネス支援に関するサービスに取り組んできている。図書館内の図書のコーナーだけでなく、講座、スクールなどもほぼ広く行ってきた。ビジネス支援関連のサービスを成功させるために、外部メンバーによる「ビジネス支援委員会」を立ち上げ、外部機関との連携関係を築きながらサービスを行ってきた。分野は異なるが、すでに連携の手法を確立してきたため、それを健康分野にも生かすことで、効率

よくサービスを展開させることに成功しつつある。さらには法律分野においても同様の取り組みを計画しており、すでに裁判員制度の普及、啓発に関わる講座を行っている。

3) 館内研修の実施、外部研修会への積極的な参加

健康分野のサービスに取り組むにあたり、図書館員が専門分野の知識を身につける必要があると考え、館内研修を実施したり外部機関の行う研修会に職員を参加させていている。2006年6月には、図書館職員や県内市町村立図書館員、県職員などを対象とした研修として「県民のための健康情報研修会」を実施した。「公共図書館による健康情報提供のために：都立中央図書館の実践から」、「さまざまな医療情報資源の特徴と闘病記文庫の紹介」という講演を行った。



鳥取県立図書館レファレンスブックの書架

以上のように、鳥取県立図書館では県民に対する健康分野の情報提供の必要性を強く感じ、様々な地道な取り組みが行われていることがわかった。この分野は主題の専門性が高いため、公共図書館が必要性を感じながらも資料収集や質問への回答のスキルなどに多くの困難を抱えている分野である。しかしその困難を地域の他機関との連携協力によって克服し、より質の高い情報提供ができるよう努力がなされている。このような地域における連携協力は、我が国の他の公共図書館にとっ

ても参考になるいわばモデルケースと言うことができるだろう。

引用文献・注

- 1 杉江典子, 野添篤毅. “健康情報の提供者としての公共図書館：基礎調査”. 患者/家族のための良質な保健医療情報の評価・統合・提供方法に関する調査研究：平成16年度総括・分担研究報告書：厚生労働科学研究費補助金医療技術評価総合研究事業. 和光, 緒方裕光(国立保健医療科学院研究情報センター), 2005(3), H16-医療-027, p.63-88.
- 2 前掲1, p.79.
- 3 千葉県立図書館. “千葉県内図書館横断検索”. (オンライン), 入手先<<http://www.library.pref.chiba.lg.jp/cgi-bin/ili-sod/odplus.sh>>
- 4 東京都立図書館. “東京都の図書館横断検索”. (オンライン), 入手先<<http://metro.tokyo.opac.jp/>>
- 5 日本国書館協会日本の参考図書編集委員会. 日本の参考図書. 第4版, 東京, 日本国書館協会, 2002, p.viii (凡例).
- 6 Kenyon, Andrea ; Casini, Barbara. 公共図書館員のための健康情報提供ガイド. 野添篤毅監訳. 東京, 日本国書館協会, 2007 (4月刊行予定), p.104.
- 7 日本国書館協会図書館調査事業委員会編. 日本の図書館 2005. 東京, 日本国書館協会, 2006, 628p.
- 8 鳥取県立図書館の目指す図書館像. 鳥取, 鳥取県立図書館, 2006, 41p.

(資料 16)

平成 18 年度 厚生労働科学研究費補助金（医療技術評価総合研究事業）
患者／家族のための良質な保健医療情報の評価・統合・提供方法に関する調査研究
(主任研究者：緒方裕光)

分担研究報告書

2. 患者図書室の設立と運営指針（試案）

分担研究者 山口直比古（東邦大学医学メディアセンター）

1 はじめに

本指針の目的は、大学附属病院および病院内に患者図書室を設置し、運営する際の基本的な要件について提案するものである。

本指針の特徴は、患者図書室設置および運営の際に、その病院の状況に合わせて、業務やサービスの幅をもたせることができるようにするため、推奨度を示している点にある。従って、推奨のレベルの高い事項が採用されることが望ましいが、場合によっては他の選択肢を採用することもできる。また、推奨しない、という選択肢も示している。

推奨度のレベルは以下のとおりである。

- A 強く推奨する
- B 場合によっては採用してもよい
- C 推奨しない

2 目的

ステートメント

医師と患者間で行われるインフォームドコンセントを、情報の面から支援する（推奨度 A）

病院の中に癒しの空間を提供する
(推奨度 B)

解説

医師が患者に疾患、診断、治療などについて説明を行い、患者に理解していくだけインフォームドコンセントにおいては、通常患者の側に情報が不足しがちである、診断方法、治療方法について、患者が自己決定をするためには、医師の説明ばかりではなく、理解できる情報が、本や雑誌などの形で提供されることが望ましく、その情報資源を提供する場としての患者図書室が、病院内に必要となってくる。

病院内では、患者は通常緊張を強いられ、強いストレスを感じる。そのため、病院の雰囲気とは違う、ほっと一息つける場所が病院内に設置されることが望ましい。患者図書室がその役割を担うことが適切であるかどうかは判断の分かれるところがあるので、病院側の判断となるが、新規の設立に際しては考慮してもよい。

3 組織

ステートメント

患者図書室を運営してゆくために、病院内での組織的位置づけをしっかりと

確保してゆく必要がある。そのためには運営委員会を設置する（推奨度 A）
運営委員会の役割は、患者図書室運営に関わる最高責任機関となることであり、選書やサービスの内容について決定する（推奨度 A）
病院内で、患者図書室がどの組織に所属するか（例えば院長直属、医事課等）を明確にしておく（推奨度 B）

解説

運営委員会を組織するためには、規程が必要であり、まず規程の作成が先となる。その策定の際には、病院の全面的な協力を得る必要がある。また、規程中では、患者図書室の病院内での位置づけを明確にしておく。

運営委員会の構成は、病院長を委員長とし、事務局を含む病院各部から参加していただく。また、実質的な世話役は患者図書室を担当する司書が行うことが望ましい。

運営委員会終了後は議事録を作成し、記録を残す。

4 人員

ステートメント

患者図書室は司書により運営される（推奨度 A）

司書のみで運営することが難しい場合は、ボランティアの方などの協力を得る（推奨度 A）

司書が運営に参加できない場合にはボランティアの方のみによる運営を行うが、その場合、可能な限り司書が運営のサポートを行う（推奨度 B）

ボランティアの方のみ、もしくは人員をおかない運営（推奨度 C）

解説

患者図書室も図書館であるので、図書館としての管理・運営およびサービスを行うためには、専門の知識と経験を持った司書が担当すべきである。とりわけ、選書には、資料の知識ばかりではなく、ある程度医学の知識が求められるので、医学図書館での経験を有する司書が担当することが望ましい。

ボランティアの方は、自主的に自己実現のための場を求めてくる人であるので、司書の助手的な扱いをすべきではない。患者図書室の中で、自分でできる仕事を見つけてもらうことになる。とはいっても、資料やサービスについての基礎的な知識は必要があるので、ある程度の研修や教育は必要である。

実際の司書の確保の方法としては、大学病院においては医学部附属図書館のスタッフが専任もしくは兼任として派遣される、病院においては医師向けの医学図書室の司書が兼任する、などが考えられるが、病院が専任の司書を採用する、という事例もある。

5 資料

ステートメント

一般向け医学書および医学専門書を提供する（推奨度 A）

一般娯楽書（小説等）は、スペースとサービスの面で提供が可能であるならば、蔵書としてもよい（推奨度 B）

闘病記は、十分な注意を払って提供する（推奨度 B）

寄贈書は、十分な注意を払って提供する（推奨度 B）

資料の選定責任は、運営委員会が持つことを明記する（推奨度 A）

解説

患者図書室で提供する資料は、次のようなものが考えられる。

医学専門書：

医師向けに書かれた専門書

一般向け医学書：

一般市民向けにやさしく書かれた医学書、解説書

一般娯楽書：

小説などの読み物で、特に医学に関するものではない

闘病記：

患者の経験を記述した読み物

スペースの問題が大きいが、これらのうち、患者図書室では医学専門書と一般向け医学書を提供することが望ましい。一般向け医学書は近年出版点数も増加しており、きちんと明文化された選書基準を持てば、選書はそれほど難しくはない。医学専門書は、内容的には難しい記述や、患者に過度の不安を与える記述もあるが、患者の側にすでに相当に高度な情報を求めるニーズがあると考えられるので、基本的な教科書等の資料は用意しておくべきである。一般娯楽書は、入院患者等よりの需要があるとかんがえられるが、やはりスペースの問題によるところが大きい。また、当然貸出の希望が出てくるものと思われるが、貸出サービスをする際の個人情報の管理も問題となる。

闘病記を患者図書室の資料として提供するかどうかは、各病院の判断に委ねられるが、資料として所蔵するにしろしないにしろ、患者図書室を担当する司書は、一貫した考え方を持ち、病院に対してその意味（理由）を明確に説明

する必要がある。一般に闘病記は、患者個人の経験でありその経験が他の患者に適合しない場合も考えられるので、患者図書室で提供する場合には、そうした説明（免責）も必要であろう。確かに情報の一部ではあるが、上記医学専門書等の提供する情報とは異なる性質のものであり、医学書と同等に扱うこととはできない。

一般的に図書館へは、よく著者などから図書が寄贈されるが、寄贈書の扱いについても規則を作つておいたほうがよい。原則的には、運営委員会の承認を経て受け入れを決定すれば、著者の考えが患者図書室の資料として受容可能なものであるかどうかを判断することができるだろう。

6 選書

ステートメント

選書基準を作成する（推奨度 A）

運営委員会で受入資料の承認を得る
(推奨度 A)

寄贈図書を受け入れる（推奨度 B）

解説

患者図書室において提供される資料は、一貫性を持って選ばるべきである。母体である病院の設置目的や診療内容によって、選書基準はおのずから異なってくるが、一定の選書基準を保持することによって、病院の目的達成の一助とすべきである。

選書には、資料の評価を伴うが、一般的には書名や書評から判断することになる。さらに著者や出版社なども補足的に重要な判断材料となるだろう。これらを明確にしておけば、一部の啓蒙書や民間療法書等が選書されることを

防ぎ、選書の一貫性を保つことができる。

患者図書室で提供される資料により生じる可能性のあるクレームに対して、担当者である司書は責任をとることが出来ないので、それを回避するため、選書の最終的な責任は運営委員会（もしくは運営委員会の承認した選書委員会）に持たせるのがよい。

寄贈書の受入の可否についても、前項で示したとおり、運営委員会に委ねるのがよい。

7 サービス

7-1 貸出

ステートメント

医学専門書および一般向け医学書の貸出は行わない（推奨度 B）

一般娯楽書の貸出は行う（推奨度 A）

貸出の際の個人情報の管理には十分な注意を払う（推奨度 A）

解説

入院患者など、自室へ持ち帰っての利用希望に応えるべきであるかどうかは、慎重に検討されるべきである。医学専門書の場合、利用はその図書の一部であることが多く、複写によって代替しうることもあり得るので、複写が可能な環境を提供することによって、貸出の要望に応えられる可能性もある。

一般娯楽書は、貸出希望に応ずることが適切であるが、その際の貸出記録など、個人情報の管理には細心の注意をはらわなければならず、貸出の方法については検討する。診察券番号により貸し出すなどの例がある。

7-2 複写

ステートメント

複写が可能なサービスを行う（推奨度 A）

著作権保護については注意を払う（推奨度 A）

解説

資料の貸出に応じられない場合のみではなく、資料の一部を複写できる環境を整えておくべきである。複写機を患者図書室内に用意できるのが望ましいが、それができない場合においても、至近距離にある別施設（医師向けの図書室、事務室、売店等）の複写機が利用できるよう配慮する。

複写の際には著作権の保護に注意を向けなければならない。病院は、複写物公正利用の許可範囲である著作権法第31条にうたわれている図書館法の定める図書館にはあたらないため、特に注意が必要である。大学附属病院内に設置された患者図書室では、大学附属図書館の分室扱いというような考え方も可能であるが、その場合にも、大学図書館で行っていると同様な、複写申込書の記入や、著作権法遵守の掲示等行うべきであろう。

7-3 インターネット

ステートメント

患者図書室内で、インターネットに接続できるパソコンが利用可能な環境を提供する（推奨度 B）

インターネットを利用した情報収集を支援できるサービスを行う（推奨度 B）
インターネットに適切に接続できる仕組み（有益なリンク集の提供、目的外サイトへの接続を禁止するフィルターの設置等）を用意する（推奨度 B）

解説

家庭でもインターネットに接続でき、

利用する環境が広まっている現在、患者の情報収集には欠かせない手段となっている。患者図書室においても、その需要を満たすべく、機器およびネットワーク環境を用意するのが望ましい。その際、パソコンの操作に不慣れな利用者の手助けができるリテラシーを、担当者は持っている必要がある。必要に応じてアドバイスを行うのがよい。漠然と情報を求めるても、インターネット上から適切な情報を見つけることは難しいので、事前に関連リンク集などを作成し提供するのがよい。そのサイトの選び方には注意を要するが、JIMA の e ヘルス倫理コードなどを参考するとよい。また、目的外利用なども考えられるので、悪質なサイトへのアクセスを防止するためのフィルターなども用意しておくのが望ましい。利用者がどのようなサイトへアクセスしたのかは、プライバシーに関わるので、その秘密は守られなければならない。従って図書室担当者といえども、利用者がどのような事柄について調べているのかには介入してはならない。

7-4 医療相談

ステートメント

医療相談に応じる（推奨度 C）

医療相談と思われる質問に遭遇した際には病院内関連案内窓口へ紹介する（推奨度 A）

医療相談に応じられるスタッフを患者図書室に配置する（推奨度 B）

解説

医師法により、医業を行えるのは医師のみとなっているので、それ以外の人々が医旅装団に応じることはできない。患者の申し出の内容により、病院内の

栄養相談室や薬剤部、医療ソーシャルワーカーなど、それ専門の窓口を紹介するのがよい。

看護師等の医療従事者が患者図書室のサービスを担当している場合には、患者図書室の業務の一部として、医療相談に応じることも可能である。

患者の中には、単に話を聞いて欲しい、という気持ちから話しかけてくる場合もあるので、そのようなケースと考えられる場合には、患者の話に耳を傾けよい聞き手となることが必要である。その場合でも、適切であると思われる資料は紹介しても、疾患等についての立ち入ったアドバイスは行うべきではない。

7-5 その他

ステートメント

利用者のニーズを把握できる立場にいる担当司書は、新たなサービスの開始等に積極的に取り組む（推奨度 A）

新たなサービスを開始したり、サービスを終了する場合には、運営委員会の承認を得る（推奨度 A）

解説

患者図書室においても、通常の図書館サービス同様に、利用者のニーズに応えて、隨時新たなサービスを開始すべきである。その際、独善的にならないため、他の人の意見を聞くと同時に、運営委員会の承認を得ることにより、予算面などサービス開始の根拠を明確にする必要がある。

8 施設

ステートメント

患者図書室に求められる施設としては次のようなものが考えられる

広さ 50～100 m²の場所（推奨度 A）

1000 冊程度の資料が展示できる書架（推奨度 A）

閲覧机および椅子（推奨度 A）

視聴覚資料を閲覧できる機器（推奨度 B）

インターネットに接続したパソコン（推奨度 B）

手洗い、給湯設備（推奨度 B）

解説

上記に示した数字は、これまで国内で開設されている患者図書室の平均の値である。これに加えて、患者がアクセスしやすい場所、という問題もあるが、この点は患者図書室設置の目的やサービスの内容により異なってもよい。例えば、一般市民を含み誰でも気軽に立ち寄れる環境を提供するのであれば、外来近くの見通しの良い場所を選ぶべきである。また、疾患等について知りたいという要望に応えるためには、必ずしもアクセスのしにくさは障害とはならない。

手洗いや給湯の設備も、薬を飲むためには必要である。病院内には意外と薬が飲めるような設備が用意されていない。また、癒しの場を提供するという目的があるなら、お茶くらいは飲めるようにしておくのがよい。

9 予算

ステートメント

資料購入予算を年度予算として計上しておく（推奨度 A）

予算の額は年額資料購入費として 50～100 万円程度（推奨度 A）

解説

予算を確保することは、非採算部門の図書室としては大きな困難を伴う。この点は、運営委員会を通じ、病院の理解を得て予算の確保を行うべきである。新規に開設する場合には、資料費の他に、施設費として 300 万円程度かかるものと考えておくのがよい。

10 免責事項

ステートメント

患者図書室内に免責事項を掲示する（推奨度 A）

解説

免責事項の明示は必要である。患者図書室内に掲示するのみではなく、利用案内等のパンフレットにも印刷しておくとよいだろう。これは責任逃れではなく、責任の明示である。

11 マニュアルの作成と更新

ステートメント

患者図書室運営のマニュアルを作成する（推奨度 A）

解説

患者図書室におけるサービスの質と一貫性を保持するため、スタッフ向けのマニュアルを作成し、維持してゆく必要がある。とりわけ、ボランティアの方が参加される場合には、周知のためにも必要となる。

(資料1)

患者図書室で必要な種々のドキュメントの例として、以下に東邦大学医学医療センター大森病院内に設置している「からだのとしょしつ」の規程等を紹介する

東邦大学医療センター大森病院患者図書室「からだのとしょしつ」規程

【設置】

第一条 心身の健康と疾病について知る権利（患者の知る権利）を尊重し、インフォームドコンセントの理念に基づき、東邦大学医療センター大森病院に患者図書室をおく。名称は「からだのとしょしつ」とする。

【目的】

第二条 東邦大学医療センター大森病院および地域の患者、あるいはその関係者が、心身の健康と疾病について理解するために必要な資料を収集管理し、その利用に供し、本病院の使命達成に貢献することを目的とする。

【図書室長】

第三条 本図書室に室長をおく。図書室長は病院長が兼任する。

【運営委員会】

第四条 患者図書室の運営にかかわる事項を決定する機関として患者図書室運営委員会をおく。

- 2 運営委員長は図書室長とする。
- 3 運営委員会に関する規程は別に定める。

【運営】

第五条 事業計画、予算・決算、人事、資料の収集方針、選書、その他運営についての決定は、運営委員会の審議のもとでおこなう。

- 2 運営に関する詳細は内規として別に定める。

【予算】

第六条 患者図書室の運営にかかわる経費（資料費、消耗品費、機器備品費等）は東邦大学医療センター大森病院の予算をもってあてるものとする。

【改廃】

第七条 この規程は改廃は、運営委員会の審議を経ておこなう。

附則 本規程は平成16年10月1日より施行する。

東邦大学医療センター大森病院患者図書室運営委員会規程

第一条 東邦大学医療センター大森病院患者図書室「からだのとしょしつ」規程第四条3項に基づき本規程を制定する。

【委員】

第二条 運営委員長は、運営委員として病院各部等より若干名を委嘱し任命する。

2 運営委員の構成は以下のとおりとする。

副院長	1名
診療部門	2名
看護部	2名
薬剤部	1名
検査部	1名
栄養部	1名
医療社会事業室	1名
医学メディアセンター	1名
病院総務課	1名
病院医事課	1名
(TOP 事務局)	若干名
その他委員長の必要と認める委員	

【委員会の開催】

第三条 委員会は委員長の招集によって開催する。

- 2 議長は運営委員長が務める。
- 3 委員会は年4回以上開催する。

【審議事項】

第四条 委員会は患者図書室の運営に関わる事項を検討し、決定する。

- 2 運営に関わる事項については、別に内規を定める。

附則 本規程は平成16年10月1日より施行する。

からだのとしょしつ資料収集・提供の方針

- ・患者図書室運営委員会で承認されたもの。
- ・図書、視聴覚資料、雑誌、パンフレット、リーフレット、Web情報*。
- ・医学専門資料。(一般娯楽図書、闘病記、病気に関するエッセイ等は原則として収集しない)

選考の基準

- ・診断・治療法理論が確立した信頼できる内容であること。
- ・定評のある学会や著者の著作。
- ・読者対象を明確にしているもの。
- ・専門家による推薦があるもの。
- ・EBMを意識して編集(執筆)されているもの。
- ・最新の版。(旧版は原則として除架する)
- ・原則として発行後5年以内のもの。
- ・医学書を出版している出版社のもの。

医学専門書

- ・人体の構造と機能をわかりやすく解説しているもの。
- ・疾病についての概説書。
- ・特定の疾患の概説書。
- ・教科書。(学習指定図表A項程度の内容)
- ・生活習慣に関する啓蒙書、入院生活のQOLを高める啓蒙書。
- ・診療ガイドライン。

医学辞書・事典

- ・日本語の代表的なもの。

医薬品集

- ・代表的なもの。

名簿・住所録

- ・全国の病院の所在地、組織などが紹介されているもの。
- ・医学研究者の所属や専門分野が紹介されているもの。
- ・患者団体の代表者、連絡先などが紹介されているもの。

視聴覚資料

- ・イラスト等を使ってわかりやすく説明しているもの。

雑誌

- ・総合医学雑誌。(英語と日本語)

パンフレット・リーフレット

- ・患者を対象として作成されたもの。

- ・疾病と食事について解説しているもの。
- ・臨床検査の目的を説明しているもの。
- ・患者団体の案内。

1

* Web情報提供の方針

- ・eヘルス倫理コード（注）に準拠した情報を提供する。

注：医療系Webサイトの質と信頼性を高めるために日本インターネット医療協議会
(JIMA <http://www.jima.or.jp>) によって提供されている指針

寄贈の申し込みに対する方針

寄贈された資料のうち患者図書室運営委員会で承認されたものを、からだのとしょしつの蔵書とする。

制定：2005年3月14日

医療情報提供のガイドライン

- (1) 図書館から提供された資料は、決して特定の治療法を薦めているわけではないこと
- (2) 提供された資料は、質問に対して、ごく一部分の回答でしかないこと
- (3) 提供された資料は、必ずしも患者自身の状態と完全には適合していないかもしれないこと
- (4) 提供された資料は、患者が担当医師と、より具体的な討論を可能にする材料として利用してもらいたいこと

○ 問い合わせの内容に関しては、守秘義務が守られていることを明記する。

参考文献

スナイダー 足立純子. Englewood Hospital and Medical Center Libraryにおける患者への情報提供サービス : Information therapy 医学図書館 1995 ; 42 (2) : 138・44.

情報提供に際しての注意事項

- 1) 提供内容が、(病気や治療方法、手術の手技等で) 患者を不安にさせる (ような内容、写真、図解入りのものは) 情報の場合は、それでも欲しいかどうかを確認してから提供する。
- 2) 1つの質問に対してなるべく2-3の資料を用意する。
- 3) インターネットからの情報は、「インターネット上の医療情報の利用の手引き」に則って提供する <http://www.jima.or.jp/>

参考文献

1. 有田由美子 (新潟県立がんセンター新潟病院), 患者図寄室でのレファレンス 県立がんセンター新潟病院「からだのとしょかん」の場合検索説／特集)
ほすびたるらいぶらりあん 27巻4号Page346・348 (2002. 12)
2. スナイダー 足立純子. Englewood Hospital Medical Center Libraryにおける患者への情報提供サービス : Information therapy. 医学図書館. 1995 ; 42 (2) : 138・44.

—

からだのとしょしつ危機管理マニュアル

2005年4月

- 1 患者様の状態が悪くなった時の処置について
すぐに＊＊＊＊＊＊＊＊センター（＊＊＊＊）へ連絡する
医師の要請が必要な場合は＊＊＊センター（＊＊＊＊）
へ連絡する
- 2 嘔吐による吐瀉物等の処置について
すぐに＊＊＊＊カンパニー（＊＊＊＊）へ連絡する
- 3 災害等の緊急事態が生じた場合の措置について
大森病院災害対策マニュアルに従って対応する
- 4 その他、処置しきれない事態が生じた場合の対応について
すぐに防災センター（＊＊＊＊）へ連絡す

第2回市民への健康情報提供サービス調査研究班会議（拡大）の 開催について：報告

分担研究者：山口直比古（東邦大学医学メディアセンター）

研究協力者：真下美津子（国家公務員共済組合連合会中央図書室）

研究協力者：牛澤典子（東邦大学医学メディアセンター）

1.はじめに

2007年2月16日(金)に、国立保健医療科学院2階交流対応大会議室にて標記の拡大班会議を行った。昨年に引き続き、医学図書館、病院図書室、公共図書館等の職員や、その他市民への健康情報提供サービスに関心を持つ方々へ参加を呼びかけた結果、当日の参加者数は全体では34名、内訳は表1のとおりであった。

表1 分野別参加者数

大学医学図書館	7名
病院図書室	14名
公共図書館	5名
その他	10名
計	34名

本会議では、杉本節子氏（大阪市立大学大学院創造都市研究科）に「日本における患者図書室の現状」と題して基調報告をしていただいた。このほか、病院、大学、公共図書館、患者市民の立場から5名の方に指定発言をお願いした。また、各分野からの参加者が均等になるように少人数グループを構成して討論を行い、各分野間の情報交換を行った。その後全体討論を行い、質疑応答が行われた。

また、昨年度の第1回の拡大班会議にて立

ち上げに同意が得られ、以来情報交換に利用しているメーリングリストへの参加呼びかけがなされた。

2. 基調報告

杉本節子氏（大阪市立大学大学院創造都市研究科）の主な内容は以下のとおりである。

医療情報を取り巻く社会的動向として法律、行政の動向を解説された。具体的には医療法の改正、広告規制の緩和、診療ガイドラインの試験提供、がん対策基本法の施行、病院機能評価などを挙げ、法律、行政が患者や市民に対する医療情報サービスについて積極的であると述べられた。

続いて、各論について ○求められる患者の情報ニーズ（医療機関情報、カルテ情報、医学・医療知識など）、○どんなときに情報が必要か（治療前と告知後の治療中、治療終了後では異なる）○患者向けの医療情報はどうあるべきか、といったことについてまとめられ、揃えるべき資料も提示された。

加えて、継続的運営のための9項目にわたる具体化策（医学図書館・病院図書室、医療従事者との連携、スタッフの研修、予算の確保ほか）や運営上の工夫や配慮（医療従事者との信頼関係、P Rほか）も示された。

3. 指定発言

3.1 病院から 関 和美氏(亀田総合病院) ——患者さまリソースセンター「プラタナス」紹介——

亀田総合病院で 2001 年から運営されている“患者さまリソースセンター「プラタナス」”を紹介していただいた。ボランティア、司書のほかに、看護師 2 名が担当者として入っておられる。また自分のカルテを閲覧できる端末を用意しているとのことで、病院ならではの運営をされている。

「プラタナス」へ寄せられる質問を室内の整備につなげていることや、院内他部署との連携調整などについて具体的に話された。

3.2 大学から 大瀧 博久氏(島根大学附属図書館医学分館)

——島根大学医学部附属病院における患者図書室の設置と運営——

島根大学医学部附属病院で 2005 年 2 月にオープンされた患者図書室「ふらっと」を紹介していただいた。開設準備は島根大学附属図書館医学分館が行ったが、組織上は事務部医療サービス課医療支援室に所属し、実際の運営には病院雇用の司書があたっておられるとのこと。

バックアップ体制として出雲市立出雲中央図書館、島根大学附属図書館本館および医学分館と連携している。貸出もしているが、市立図書館分の貸出冊数が多い。また、連携機関からの複写取り寄せのできる態勢も組んでおられる。

3.3 公共図書館から 吉田 倫子氏(横浜市中央図書館)

——横浜市中央図書館の医療情報コーナーについて——

昨年 12 月に医療情報コーナーをオープンされた。開設は健康福祉局から図書館への提案が契機になったそうだが、図書館業界に医

療情報サービス支援の機運もあり、職員もレファレンスから市民の医療情報要求のたかまりを感じておられたとのこと。

「①病気や医療について調べたいとき最初にアクセスするコーナー ②市民が自力で医療情報探索をするためのナビゲーション機能の充実 ③患者会資料・ガイドラインなど、多角的な視点での情報収集・提供」とコーナーのコンセプトをきちんと決め、それを実現するために様々な工夫をしておられる。たとえば分類を診療科名にしたり、エビデンスに基づいている資料を選択する、索引や目録・パスファインダーを用意するなど。

コーナーのオープンにより、「レファレンスの量と質がアップ」し、「職員の知識・意識の向上」があり、「コーナーは新しい情報を呼び込む」という変化があったことを報告された。

3.4 患者市民の立場から 小祝 南子氏 (神奈川県立子ども医療センター ピアサポートー、社会福祉士)

患者ご家族として、また患者家族の話を聞くピアサポートーとしての立場からお話をしていただいた。

患者さんが知りたい情報は、病気のことはもちろん、かかっている病院・医師で良いのか、受けている治療が最善か、ということである。今日では病名が細分化されている、たとえば、遺伝子の何番が多い、足りない、といった診断をされることが多いと感じておられるそうだ。また、退院後の生活について地域の福祉や、幼稚園・学校、福祉機器などについて聞くためには病院の窓口や役所もあるけれども、退院してからは患者をおいて動けないので、入院中に情報が欲しい。患者さんへの情報提供のあり方としては、病院の中にいつでも利用できる医療情報コーナーがあって、司書がいて、医師、看護師に相談できるのが望ましい。

患者・家族が考える分類は図書館のものとは違う、医師と連携がとれていればより早く情報が入手できる、患者会は病名をそのままつけることは少ないので患者会の情報提供は病名を加えることが必要、等のアドバイスもいただいた。

4. グループ討論

指定発言に続き、昨年と同じくグループ討論を行った。大学や病院、公共などそれぞれの分野が均等に配分されるように、参加者は4つのグループに分けられた。1グループ7名から8名で各館の状況紹介や情報交換および討論を行った。

各グループでの討論の概要は、引き続き行われた全体討論の中で、グループの代表者から報告していただいた。

5. 全体討論

グループ討論で話し合われた概要を報告していただいた。例として次のようなものがあった。

- 健康情報の提供サービス以前に公共図書館では指定管理者制度や委託の問題があり、連携は考えにくい。
- 情報提供業務の館種による棲み分けが必要
- 人的交流が必要
- インターネット情報を整理する人が必要
- 身近に情報を得られるところとして患者図書室があるのに、現状としては予算がなく司書もいない、また公共図書館もあるが、正規の職員がいるのにもっと努力しないのか。
- 患者の自己決定を支援したい
- 公共図書館で行っているEメールレファレンスを連携して行えないか。
- NDL総合目録を活用したら良いの

ではないか

このように、すでに連携を行っている、あるいは行おうとしている地域と、指定管理者制度により連携が見込めない地域とで格差が感じられたが、館種の違う図書館が初めて一同に会した昨年よりも具体的な討論が散見された。

6. 会議のまとめ

来年度以降も本拡大会議が継続して行われるかどうかについては明言できないが、今後もメーリングリストを通じて情報交換等を継続していくことが確認された。

7. 最後に

筆者らはこれまでに各地の患者図書室のアンケート調査や訪問調査を行ってきたが、その中から昨年度に引き続き今年度も本拡大会議で状況報告をしていただいた。それぞれの環境の中で、医学情報の提供を始める契機も違えば人員配置、予算配置も異なる中で活動を行っているが、これで十分といえる状況にどこでも達しているわけではない。

2回にわたって、参加者は他館の取り組み事例を知り、館種を超えた討論を行ったなかで、次のレベルアップのチャンスの糸口をつかむことができるかもしれない。人的ネットワークを広げたことにより連携機関を見つける機会に恵まれるかもしれない。メーリングリストも順調に稼働しているので、この会議を行った成果が徐々に現れてくることを期待したい。

(資料 17)

平成 18 年度 厚生労働科学研究費補助金（医療技術評価総合研究事業）
患者／家族のための良質な保健医療情報の評価・統合・提供方法に関する調査研究
(主任研究者：緒方裕光)

分担研究報告書

3. (一般市民向け) 医療情報ブックリストに関する調査研究

分担研究者：坪内政義（愛知医科大学医学情報センター）
研究協力者：市川美智子（愛知医科大学医学情報センター）

I. 目的

標題には「医療情報ブックリスト」に関する研究とあるが、主に公共図書館が利用することを念頭において、一般市民向けに良質な医療関連図書を選書するための基準となる「チェックリスト」の作成を行う。

II. 方法

分担研究者と研究協力者が所属する医科大学と、その近隣にある公共図書館 4 館とのあいだで「図書館資料を活用した地域住民の健康支援」のための地域連携事業を立

ち上げた。医療情報パスファインダーを共同作成し、大学図書館と地域公共図書館の蔵書を掲載、情報探索の道筋を示すことで、信頼性の高い医療情報を市民に提供する可能性を探るものである（表 1）。

その事業において、パスファインダー掲載図書を選書するにあたって、実際にチェックリストを使用して効果を調査した。また、公共図書館担当者の意見や要望を聞きながらチェックリストに改良を加えた。

表1. 地域連携公共図書館

館名	長久手町中央図書館	尾張旭市立図書館	瀬戸市立図書館	日進市立図書館
奉仕対象(千人)	41.3	78	129	73
専任職員 ()は司書・司書補	5(2)	6(3)	8(4)	8(5)
嘱託職員	7	5	7	6
蔵書冊数(千冊)	157	130	281	185
年間受入冊数(冊)	12,416	8,508	12,744	10,925
図書購入費(千円)	18,874	17,300	23,000	15,570
個人登録者数(人)	45,750	38,100	40,800	41,800
備考	愛知医科大学から車で5分。大学と町の繋がりは深い。	WHO健康都市連合に加盟。	公立陶生病院に隣接。院内に「陶生病図書室」を設置。	大学・短大が多い。平成20年度に新館開館予定。